

平成23年度原子力防災訓練について（島根県提案）

1 訓練実施にあたっての考え方

- (1) 鳥取県及び30km圏内の市を含めた新たな枠組みで、行政機関における体制整備を目的とした初動活動を中心とした訓練とする。
- (2) 初めて参加する市の原子力防災の対応能力、防災関係機関相互の連絡体制の強化を図るため事前の研修を実施する。
- (3) 訓練は年度内に実施できるよう調整する。

2 参加機関

国、島根県、鳥取県、島根県警察本部、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、各消防本部、中国電力、その他防災関係機関

3 訓練項目及び内容

- (1) 初動対応訓練（県、市、他防災関係機関）
 - ・緊急時通信連絡
 - ・関係市からの連絡員の派遣
 - ・対策会議、災害対策本部会議等の開催
 - ・オフサイトセンターへの参集
 - ・その他初動対応に必要な事項
- (2) 緊急時モニタリング訓練（県、市、関係機関）
 - ・広域モニタリング体制による緊急時モニタリング訓練
 - ・30km圏内の各市、県出先機関のモニタリング要員による測定、通信連絡
- (3) 緊急時被ばく医療訓練（県、関係機関）
- (4) 事前研修の開催
 - ・モニタリング要員のための測定機器取扱講習
 - ・周辺市職員の防災対応能力向上のための研修